

個人番号（マイナンバー）の提出について

個人番号（マイナンバー）について、下記の利用目的で使用するため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号確認と本人確認のために必要な書類の提出をお願いいたします。

個人番号利用目的通知書

栃木市は、あなたの個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいいます。）を地方税法の定めに基づき以下の目的で利用いたします。

○栃木市ふるさと応援寄附についての
寄附金税額控除に係る申告特例に関する事務

【提出方法】

別紙の「マイナンバー管理台帳」に、個人番号（マイナンバー）・氏名・生年月日を記入し、下記A～Cいずれかの書類をのりで貼り付けて提出してください。

A	「個人番号カード(おもて面)」のコピー と 「個人番号カード(うら面)」のコピー の2種類をのり付け
B	「通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し」のコピー と 「顔写真付き公的身分証明書(運転免許証など)」のコピー の2種類をのり付け
C	「通知カード又は個人番号が記載された住民票の写し」のコピー と 「健康保険証」のコピー と 「年金手帳又は寄附金受領証明書」のコピー の3種類をのり付け

- ※1：通知カードは、マイナンバーをお知らせするために送付された紙のカードです。個人番号カードとは異なりますのでご注意ください。
通知カードについては、記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、マイナンバー確認書類として利用できます。内容に相違がある場合には確認書類として利用できませんので、マイナンバーが記載された住民票の写し（コピー可）をご提出ください。
- ※2：寄附金受領証明書は、寄附受入れ後に栃木市から送付する証明書です。
ご入金後、2～4週間程度で発送いたします。
- ※3：現在発行されている保険証は、経過措置期間（令和7年12月1日まで）以降、本人確認書類として利用できません。また、経過措置期間中に発行済保険証の有効期限が到来した場合や転職等で保険者の異動が生じた場合は、その時点で本人確認として利用できなくなります。
なお、新たに発行される「資格確認書」は、本人確認書類として利用できます。

マイナンバー管理台帳

個人番号																					
氏 名																					
生年月日							年							月							日

- ① Aの1つ目：「個人番号カード(おもて面)」のコピー
Bの1つ目：「(※)通知カード」又は「個人番号が記載された住民票の写し」のコピー
Cの1つ目：「(※)通知カード」又は「個人番号が記載された住民票の写し」のコピー
※うら面に住所変更等の記載がある場合は、うら面のコピーも貼付してください。

※ご注意ください（B、Cを選択いただく方へ）
通知カードの氏名、住所等の記載事項が、住民票に記載されている
内容と異なる場合には、確認書類として利用できません。
マイナンバーが記載された住民票の写しを提出してください。

- ② Aの2つ目：「個人番号カード(うら面)」のコピー
Bの2つ目：「顔写真付き公的身分証明書(運転免許証など)(※)」のコピー
※うら面に住所変更等の記載がある場合は、うら面のコピーも貼付してください。
Cの2つ目：「健康保険証」のコピー
Cの3つ目：「年金手帳」又は「寄附金受領証明書」のコピー

「マイナンバー法等の一部改正法」施行に伴う保険証の取り扱いに
ついて
現在発行されている保険証は、令和7年12月2日以降本人確認書
類として利用できません。
なお、新たに発行される「資格確認書」は、本人確認書類として利
用できます。

- ☐ 申請書は同封しましたか？
☐ 添付書類は鮮明に印字されていますか？
☐ マイナンバー、現住所（住民登録地）等は確認できますか？